

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
佐賀県有明海区への入漁 (げんしき網漁業)	佐賀県有明海 (農林水産大臣管轄漁場を除く)	1月1日から 12月31日まで	制限なし	制限なし	120隻	(1) 福岡県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 (2) 福岡県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 (3) 佐賀県漁業調整規則(令和2年佐賀県規則第63号)第10条第1項各号のいずれにも該当しない者 (4) 適切な資源管理を実践できる者 (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者
佐賀県有明海区への入漁 (固定式刺網漁業)						
佐賀県有明海区への入漁 (すずき流し刺網漁業)						
佐賀県有明海区への入漁 (えび三重流し刺網漁業)						
佐賀県有明海区への入漁 (雑魚一重流し刺網漁業)						

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

- ・令和7年4月25日から令和7年6月2日まで
- ・令和7年7月、10月、翌年1月の各月の末日時点において、有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数が120件に満たないときは、残枠について各月の翌月1ヶ月間を新たな申請すべき期間とする。